

参加店募集要項

● 参加店舗要件 **八戸市内(南郷を除く)に事業所または店舗を有する事業者**(小売店・飲食店・サービス業など)

※キッチンカー等による移動販売は、八戸市内での販売に限る。

注意 金融、風俗、公序良俗に反する事業者等で本事業の趣旨に沿わない事業者を除く。

● 登録料・換金手数料 **無料**

● 換金回数 **4回(銀行振込)**

● 申込期間 **令和8年7月1日(水)～令和8年7月20日(月)必着**

申込期間を過ぎた場合であっても、令和8年12月15日(火)まで随時申込みを受け付けますが、参加店一覧のチラシには掲載されません。(特設Webサイトでは随時参加店情報を更新します)



Buyはちのへ
マスコットキャラクター
うみねこ はっぴー

● 商品券の利用対象にならないもの

- ア) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこ、加熱式たばこ及び電子たばこの購入
- イ) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ウ) 出資や債務・公共料金の支払い(税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気、ガス、水道、電話料金、八戸市指定ごみ袋など)
- エ) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- オ) 金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- カ) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預かりを除く)等の不動産や資産性の高いもの(自動車)に関わる支払い
- キ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い。
- ク) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ケ) 医療保険が適用される診療や介護保険のサービス
- コ) 宅配便、デリバリーサービス代行事業による代金引換、コンビニエンスストアでの収納代行等、参加店舗以外の事業者への支払いが実質的に可能となるもの
- サ) その他、八戸商工会議所が本業務の趣旨にそぐわないと判断したもの

[誓約事項]

- (1) 商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- (2) 商品券を利用できない商品に対して、商品券での支払いを受け付けません。
- (3) 商品券の再販、再流通を致しません。
- (4) 商品券の偽造・悪用・濫用は致しません。
- (5) 商品券の盗難・紛失・滅失または偽造・模造等に対して八戸商工会議所は責を負わないことを承知します。
- (6) 商品券の利用期間中(令和8年10月1日～令和8年12月31日)は参加店として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は致しません。
- (7) 商品券の取扱、参加店舗の責務のほか募集要項に記載されている内容に同意し、遵守します。
- (8) 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- (9) 商品券の取扱に対して事務局から改善要請等があった場合にはそれに従います。
- (10) 店舗名・所在地・電話番号・分類の公表(専用HP・チラシ等に掲載)について同意します。
- (11) 事務局が登記簿謄本または住民票の提出を求めた場合は速やかに応じます。
- (12) 申込内容に虚偽・不備があった場合は、登録取消になっても異議申し立てません。
- (13) 登録する店舗は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業を行う者、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行う者」、「特定の宗教・政治団体と関わる店舗等」、「公序良俗に反する店舗等」、「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者」ではありません。